

生徒心得

学校は、良識育成の場であるとともに、人格陶冶のための協同社会でもある。生徒は、勉学に励むのはもちろん、心身を鍛え教師の指導とお互いの切磋琢磨によって、明朗で気品のある校風を樹立しなければならない。そのためには、日常特に次の事項に留意しよう。

1 礼儀について

- (1) 先生、来客、友人との朝夕のあいさつや会釈を積極的にしよう。
- (2) 先生に対してや生徒間での言葉づかいに気をつけ、高校生としてふさわしい礼儀を身につけよう。

2 服装について

本校の制服は以下に定めるところとする。制服の改造・変形はしてはいけない。校内はもちろん、登下校時にも必ず制服を着用すること。なお、体育時の服装は別に定められたものを用いる。

(1) 男子制服

- ① 男子の制服と定められているものは以下のものである。

スーツ上衣、スラックス、長袖ニットシャツ、ネクタイ、ベスト、セーター

- ② 夏期は上衣を脱ぎ、長袖ニットシャツまたは半袖ニットシャツ及びスラックスを着用する。

(2) 女子制服

- ① 女子の制服と定められているものは以下のものである。

スーツ上衣、スカート(スラックス)、長袖ニットシャツ、リボンタイ、ベスト、セーター

- ② 夏期は上衣を脱ぎ、長袖ニットシャツまたは半袖ニットシャツ及びスカートを着用する。

- ③ また、女子のソックスについては単色無地とする。

※ルーズソックスは認めない。

※スラックスの着用については、本校で販売しているもののみ許可する。

※スカート着用のときは、リボンタイを着用するものとする。

※スラックス着用のときは、ネクタイ、リボンタイのどちらかを着用するものとする。

(3) ベスト・セーターについて

- ① 冬服期間はスーツ上衣の下に、本校指定のベスト・セーターを着用してもよい。指定以外の物は不可。
- ② 夏服期間はネクタイ・リボンを着用しなくてもよい。

(4) 服装の期間

冬服及び夏服期間は以下のように定める。

冬服期間 4月1日～4月31日、11月1日～3月31日

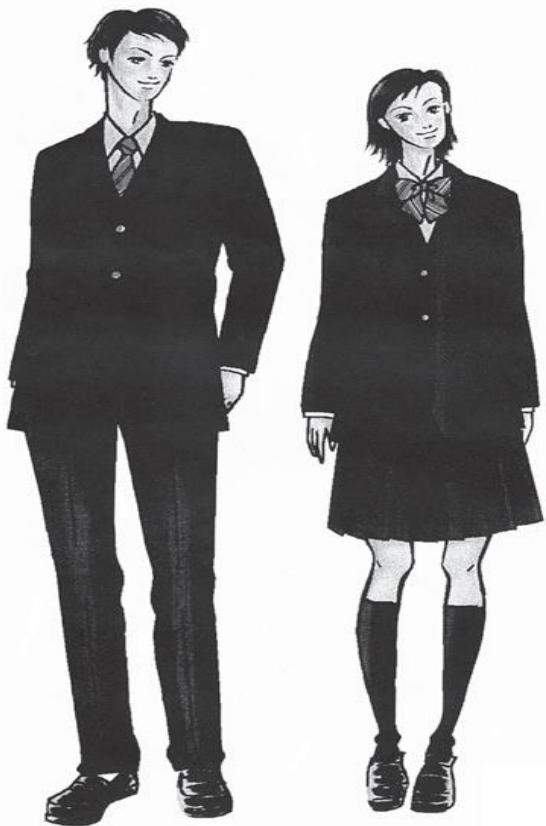
夏服期間 5月1日～10月31日

※ただし、気候・気温をみながらそれぞれに移行期間を設ける。

(5) その他

- ① 靴、通学かばん・ベルト等は華美にならないものを用いる。
- ② 履物については、上履き・スリッパ・サンダル、及びこれと類似のものを通学に使用してはならない。
- ③ 上履きは指定されたものを使用する。

本校の制服



3 校内生活について

(1) 授業について

- ① 授業開始のチャイムにより自席に着き、準備をして先生の入室を静かに待つようとする。
- ② 特別教室への移動は、始業チャイムまでに速やかに行う。
- ③ やむなく自習になっても、有効に活用するよう心がける。出歩いたり、他の授業の妨げになるようなことはしない。
- ④ 教科書等は必ず持ち帰り、予習復習をしっかり行う。

(2) 所持品の管理について

- ① 所持品には必ず、学年・組・氏名を明記する。
- ② 特に貴重品は身辺から離さないようにする。以下の要領で盗難にあわぬよう各自十分注意する。
 - ア 教室では個人用ロッカーを施錠して使用する。
 - イ 体育のときなどは、更衣室ロッカーを施錠して使用または、貴重品袋に保管する。
- ③ 下足箱も施錠して使用するようにする。
- ④ 遺失物は速やかにHR担任および生徒指導課に連絡する。

(3) 環境整備について

- ① 校舎・校具などの公共物を大切にし、清潔整頓に留意する。もし、誤って破損・汚損したときは速やかに処理し、HR担任または顧問に届け出て指示を受ける。
- ② 校舎内では指定された上履きを使用し、上下の区別を確実に行う。
- ③ 掃除当番は、放課後に分担区域を責任をもって清掃し、担当の先生に報告する。

※教室の床は油拭きされているので、通常は水をまかないで、ほうきを使うこと。

④ ゴミ箱のゴミは指定された日に始末する。燃えないゴミ、燃えるゴミなどを指示に従って分別し、所定の場所に捨てる。

⑤ 部活動においても、活動場所、部室内および周辺の清掃美化に留意する。

(4) 安全防災について

① 防火器具、避難器具、火災報知機などには、みだりに手を触れない。

② 冬季のストーブの取り扱いについては、係より出される注意事項をよく守る。

(5) 売店について

原則として弁当・湯茶を持参するべきであるが、やむを得ない事情を有する人は購買を利用することができる。特にマナーに気をつけ、ゴミ等の始末は確実にする。

(6) 集合・掲示・金銭の徴収について

① クラス、部活動、その他グループまたは個人が集会や掲示、文書の配布を行う場合は、HR担当または顧問に相談し、生徒指導課にある所定の手続を行い許可を受けること。

② クラス、部活動、その他グループまたは個人が金銭の徴収を行う場合は、HR担当または顧問に相談し、生徒指導課にある所定の手続を行い許可を受けること。

(7) 下校について

① 下校の際は、教室の窓を閉め、施錠の必要な箇所は、それを確認して帰る。

② 定められた下校時刻後も校舎内に残留する者は、生徒課に願い出て許可を受ける。

※機械警備のため、16時30分が下校時刻となっているので、部活動以外の生徒は下校する。

(8) 諸届・願等について

日常に行う届、願い出については、所定の手続を遅滞なく行う。

(9) 禁止事項

① 暴言・暴力行為

② 携帯電話・スマートフォン等で学習を妨害したり、環境・秩序を乱したりする行為

③ 始業時から放課後までの外出は、原則認めない。

※やむなく外出しなければならないときは、HR担当に届け出て許可を受けること

④ 喫煙およびその用具(タバコ・ライターなど)の所持(同席も同様に扱う)

※必要に応じて所持品検査を行う

⑤ 制服の改変

⑥ パーマ・染髪・ライン等の剃り込みをはじめ特異な髪型・化粧・装身具(ピアス・ネックレス・指輪など)の装着

⑦ 生徒間での金品のやりとり

⑧ 特別教室等への無断入室

⑨ セクシャル・ハラスメントに及ぶような行為

⑩ SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の利用について、プライバシーの侵害など社会的ルールやマナーを逸脱する行為

⑪ その他の条例違反、触法行為

4 通学について

- (1) 通学方法は、徒歩、自転車、公共交通機関での通学とし、バイクや自動車等による通学は禁止する。
- (2) 自転車通学の生徒は、所定のステッカーを自転車に貼付しておく。
- (3) 雨降りの傘差し運転は、道路交通法により禁止されているので、防水着(カッパ)を着用する。
- (4) 二列並進、二人乗りはしない。
- (5) 事故や違反を起こした場合は、必ず学校へ連絡する。
- (6) 自転車は、必ず所定の場所に整頓し施錠しておく。
- (7) 電車、バスなどの乗降、駅等の利用の仕方は秩序正しく行い、エチケット・マナーを守る。
- (8) 電車、バスなどの通学についての証明書は事務室に申し出る。
- (9) 携帯電話・スマートフォンを操作しながら通学すること(ながらスマホ)を禁止する。

5 校外生活について

(1) 外出について

外出するときは、生徒証明書を携行すること。必ず行先、目的、帰宅時間を家族等の者に告げて出る。深夜(午後11時)以降の外出は、補導の対象となるので注意する。また、友人宅などでの外泊も慎む。

(2) 交通事故の防止について

- ① 常に交通規則を守り、不慮の災難にあわないように十分注意する。違反、事故の場合は、速やかにHR担任に届け出る。
- ② 責任ある大人の人以外の乗用車に同乗してはいけない。
- ③ 運転免許の取得については、本校PTAの申し合わせにより認めない。(3+1ない運動)ただし、普通免許については3学年の進路内定者で、2学期中間考查終了後認められることがある。入所する場合は、担任に相談の上、自動車教習所入所願い〔誓約書〕を提出する。また、学業の妨げにならないように注意する。運転免許を取得したならば、直ちに免許証を保護者等に預ける。
(運転は卒業まで出来ない。)

(3) 校外団体・対外活動への参加について

- ① 校外団体への参加は慎重にし、事前にHR担任に相談する。なお学校の名において校外団体に加盟、交渉し、または行事に参加する場合は必ず許可を受ける。
- ② 部活動の場合も含めて、対外活動に参加するためには、教務課にある対外活動届を提出する。休暇中や宿泊を伴う場合の対外活動の申請は、14日前までに行う。ただし、長期の休暇中の対外活動については、別に提出期限を示す。
- ③ 自分、保護者等、または友人に事故のあった場合は、必ずHR担任に報告する。

(4) アルバイトについて

やむをえない事情のある場合、以下の事項を遵守できるものは、原則として、申告することにより許可制とする。該当するもので、アルバイト届を提出すること。

- ① アルバイトの目的は、学資および家計の足しにするものである。
- ② 保護者等との間で、協議の上契約された仕事である。
- ③ 就業時間、内容ともに法令等に抵触しないものである。